

《観音寺市立常磐小学校PTA会則》

【第1章 名称及び活動】

第1条 本会は、観音寺市立常磐小学校PTAといい、事務所を常磐小学校に置く。

【第2章 目的及び活動】

第2条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教師となるよう努める。
- 2 学校と家庭の緊密な連絡により、児童の生活を指導する。
- 3 児童の生活環境を良くする。
- 4 その他、目的達成のために必要な活動を行う。

【第3章 活動の方針】

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の、教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会または、本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

【第4章 会員】

第5条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 常磐小学校に在籍する児童の保護者
- 2 常磐小学校の職員
- 3 本会の趣旨に賛同する者。ただし、本号に該当する者の入会は、評議員会が決定する。

第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、総会において決定する。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第8条 本会の会員は、観音寺市PTA連絡協議会、香川県PTA連絡協議会及び日本PTA協議会の会員となる。

【第5章 経費】

第9条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・簡易保険料団体払込割引額及びその他の収入によって支弁される。

第10条 本会の経費は、総会において議決され、予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、監査を経て爽快に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【第6章 役員】

第13条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 (1名)
- 2 副会長 (3名, 内1名は校長)
- 3 監査 (2名)
- 4 書記・会計 (4名, 内2名は教師)
- 5 顧問 (若干名)
- 6 評議員 (若干名)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会の総括者として本会を代表し、会議の招集を行い、あわせて会務の運営・執行に当たる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 監査は、本会の事務及び経理を監査する。
- 4 顧問は、必要に応じておき、本会の目的達成のための重要事項について、会長の諮問に応じるものとする。
- 5 書記は、会長の指示に従い、本会の庶務を行う。
- 6 会計は、本会の経理を行う。
- 7 評議員会は、本会の重要事項を審議し、常任委員会の構成委員となる。

第16条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監査・顧問は、評議員会で推薦し、総会において承認を求めらる。
- 2 書記・会計は、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、各町・各学級から選出する。町評議員・学級行儀員は、重複しないものとする。

【第7章 会議】

第17条 会議は、総会及び評議員会とする。

第18条 総会は、本会の最高議決機関で、毎年1回行う。ただし、必要により臨時総会を開くことができる。

第19条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第20条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で、これを決する。

第21条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1 事業報告並びに事業計画
- 2 役員の選考
- 3 本会の運営執行に関する自校

4 その他、総会において委任された事項

第22条 評議員会は、必要によりこれを開く。

第23条 評議員会は、次に事項を審議する。

- 1 本会の事業計画並びに予算
- 2 役員を選考
- 3 本会の運営執行に関する事項
- 4 その他、総会において委任された事項

第24条 何らかの理由で総会を開くことができない場合は、評議員会の議決をもって総会の議決とすることができる。その場合の議事は、評議員会の出席者の過半数の賛成で、これを決する。

【第8章 委員会】

第25条 本会に、次の委員会を設ける。

- 1 実行委員会
- 2 常任委員会
- 3 町委員会
- 4 学級委員会
- 5 特別委員会

第26条 実行委員会では、会長・副会長・監査・書記・会計及び常任委員・学級委員会の委員長で構成する。

第27条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 各委員会において立案された事業計画案並びに予算案の調整
- 2 総会に提出する報告書の作成
- 3 特別委員会の設置
- 4 その他、会員の総意により委任された事項の処理

第28条 常任委員会とは、次の委員会を一括した名称である。

- 1 文化・保健部委員会
- 2 補導部委員会
- 3 新聞部委員会
- 4 緑化部委員会

第29条 常任委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 文化・保健部委員会
(学級PTA・講演会・図書・保健体育・衛生・運動会・プール監視等に協力会員相互の研修に協力)
- 2 補導部委員会 (登校指導・町別PTA・子ども会・幹部訓練等に協力)
- 3 新聞部委員会 (PTA新聞の発行・広報活動の推進に協力)

4 緑化部委員会（学校緑化に協力）

- 第 30 条 常任委員会の委員長は会長が選任し，評議員会の承認を得る。
- 第 31 条 町委員会は，各町から選任された評議員で構成する。
- 第 32 条 町委員会は，町 P T A 活動について研究協議し，その発展を図る。
- 第 33 条 学級委員会は，各学級から選任された評議員で構成する。
- 第 34 条 学級委員会は，学級 P T A 活動について研究協議し，その発展を図る。
- 第 35 条 特別委員会は，必要により設ける。
- 第 36 条 常任委員会・特別委員会は，いかなる事業計画についても，実行委員会に
図らなければならない。

【第 9 章 改正】

- 第 37 条 この規約は，総会において出席者の半数以上の同意がなければ，改正することが出来ない。

【附則】

- 第 38 条 この規約は，昭和 58 年 4 月 1 日から発行する。
- 附 則 この規約は，昭和 58 年 9 月 26 日から施行する。